

第16編 ほ場整備編

第1章 ほ場整備

第1節 適用

1. 本章は、ほ場整備工事における整地工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**、下記の基準類及び第1編から第3編に掲げる適用すべき諸基準によらなければならない。また、この諸基準は、最新版を適用するものとする。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。

農林水産省 土地改良事業標準設計 第11編 ほ場整備 (平成3年3月)

第3節 整地工

1-3-1 一般事項

1. 本節は、整地工として、整地工、盛土工、湧水処理工、畦畔工、田区進入路工、付帯工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、工事着手前に極力地区外の排水を遮断し、地区内への流入を防ぐとともに、施工に当たり、なるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態にするものとする。
3. 請負者は、ほ場面に露出している石礫の処理について、次により行うものとし、やむを得ず地区外に処理しなければならないときは、監督職員の**承諾**を得るものとする。
 - (1) パイプライン工事のある区域は、パイプ布設位置を避けて埋設しなければならない。
 - (2) 暗渠排水工事のある区域は、工事に支障のない深さに埋設しなければならない。
 - (3) その他の区域にあつては、耕作に支障のない深さに埋設しなければならない。
4. 請負者は、地区内の根株等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、**設計図書**および監督職員の**指示**した場合はこの限りではない。
5. 請負者は、旧水路等の埋立てに当たり、**設計図書**に示す排水および湧水処理を行い埋立てなければならない。なお、計画以外の場所で排水および湧水処理を行う必要が生じた場合、監督職員と**協議**するものとする。

1-3-2 整地工

1. 請負者は、施工に先立ち、現況表土厚、石礫等を試掘調査のうえ、監督職員に**報告**するものとする。
2. 請負者は、表土はぎ取りに当たり、雑物等が混入しないよう注意しなければならない。
3. 請負者は、表土の飛散や基盤土の混入を防止し、集積した表土が降雨等により流亡しないよう留意しなければならない。
4. 基盤切盛は、原則として地区内流用とし、**設計図書**に示された場合のみ地区外流用とする。
5. 請負者は施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように施工しなければならない。
6. 請負者は、基盤切盛の施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。
7. 請負者は、基盤整地に当たり、耕作に支障のない均平度を保つよう仕上げなければならない。
8. 請負者は、基盤整地に当たり、用水路側が排水路側より高くなるよう仕上げるものとする。
9. 請負者は、基盤整地仕上げ完了後、監督職員の**確認**を受けなければならない。
10. 請負者は、表土戻しに当たり、表土に基盤土が混入しないよう注意して施工しなければならない。

11. 請負者は、表土整地に当たり、耕作に支障のないよう**設計図書**に示す表土厚さを確保し、均平に仕上げなければならない。

1 - 3 - 3 盛土工

請負者は、盛土高さの大きい箇所又は水路埋立て箇所など沈下が予想される箇所について、十分な施工をしなければならない。

1 - 3 - 4 湧水処理工

1. 請負者は湧水処理の施工において、**設計図書**で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに湧水を発見した場合は、監督職員に**報告**し、その対策については、監督職員の**指示**によらなければならない。

2. 湧水路は、本編第2章用排水路の規定によるものとする。

3. 湧水処理暗渠は、本編第5章暗渠排水の規定によるものとする。

1 - 3 - 5 畦畔工

1. 請負者は、計画田区の境界線に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に仕上げなければならない。

2. 畦畔用土は、原則として基盤土を流用するものとする。

1 - 3 - 6 田区進入路工

1. 請負者は、耕作の支障にならないよう進入路を設置しなければならない。

2. 田区進入路用土は、原則として基盤土を流用するものとする。

1 - 3 - 7 床版進入路工

床版進入路の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

1 - 3 - 8 付帯工

1. 請負者は、田区取水管、田区排水管、落水口の設置に当たり、**設計図書**によらなければならない。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

2. 竹柵は、杭を法面等に鉛直に打込み、柵は竹が抜けないように十分に杭を交互に編み込みながら施工しなければならない。

3. 止杭一本胴木は、杭を法面等に鉛直に打込み、丸太が抜けないように、かすがい等で杭に固定しなければならない

第2章 用排水路

第1節 適用

1. 本章は、ほ場整備工事における用排水路土工、用水路工、排水路工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 用排水路土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工の規定によるものとする。
3. 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**および下記の基準類、本編第1章第2節適用すべき諸基準によらなければならない。また、この基準は、最新版を適用するものとする。なお、諸基準と**設計図書**に相違がある場合、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」 (平成13年2月)

農林水産省 土地改良事業標準設計図面集「鉄筋コンクリート二次製品」

(平成11年3月、平成13年12月)

第3節 用水路工

2-3-1 一般事項

本節は、用水路工として、用水路工、取水工、管渠工、集水柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-3-2 用水路工

1. 請負者は、用水路の施工に当たり、ほ場面標高等の変更による手戻りがないように留意して施工しなければならない。
2. 請負者は、用水路の溝畔について、漏水を起こすような石礫、雑物を取除き、十分に締め固め、規定の断面に仕上げなければならない。
3. 請負者は、鉄筋コンクリート二次製品の運搬作業における取扱いを吊金具又は支点付近で支える2点支持で行うとともに、衝撃を与えないように注意しなければならない。
4. 請負者は、鉄筋コンクリート二次製品の保管のための積重ね段数を5段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならない。
5. 請負者は、鉄筋コンクリート二次製品の接合作業において、モルタル(セメント1:砂2)またはジョイント材により、漏水のないよう十分注意して施工しなければならない。
6. 請負者は、モルタル継目の施工において、鉄筋コンクリート二次製品据付後継目を十分清掃してから行うものとし、施工後、振動、衝撃を与えてはならない。
7. 請負者は、鉄筋コンクリート二次製品の水路底の高さを受台または基礎により調整し凹凸がなく仕上がりが滑らかで外観を損じないよう施工しなければならない。
8. その他については、コンクリート二次製品、三面コンクリート水路等は、第10編 1-10-3 側溝工、1-10-7 場所打水路工の規定によるものとする。

2-3-3 取水工

1. 取水口及び分水施設は、**設計図書**に示す位置、構造で設置するものとする。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と**協議**するものとする。
2. 取水工の施工については、第10編 1-10-3 側溝工の規定によるものとする。

2-3-4 管渠工

1. 管渠工の施工に当たっては、本章2-3-2用水路工の規定により**設計図書**に示す位置、構造で設置するものとする。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と**協議**するものとする。

る。

2. その他については、第6編3-5-6 函渠工の規定によるものとする。

2-3-5 集水枡工

1. 集水枡工の施工に当たっては、本章2-3-2 用水路工の規定により設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。

2. その他については、第3編2-3-30 集水枡工の規定によるものとする。

第4節 排水路工

2-4-1 一般事項

本節は、排水路工として、排水路工、管渠工、集水枡工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-4-2 排水路工

1. 請負者は、排水路の施工に当たり、ほ場面標高等の変更による手戻りがないよう留意して施工しなければならない。

2. 請負者は、排水路の溝畔について、漏水を起こすような石礫、雑物を取除き、十分に締め固め、規定の断面に仕上げなければならない。

3. 請負者は、鉄筋コンクリート二次製品の運搬作業における取扱いを吊金具又は支点付近で支える2点支持で行うとともに、衝撃を与えないように注意しなければならない。

4. 請負者は、鉄筋コンクリート二次製品の保管のための積重ね段数を5段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならない。

5. 請負者は、鉄筋コンクリート二次製品の水路底の高さを受台又は基礎により調整し、凹凸がなく仕上がりが滑らかで外観を損じないよう施工しなければならない。

6. その他については、コンクリート二次製品、三面コンクリート水路等は、第10編1-10-3 側溝工、1-10-7 場所打水路工の規定によるものとする。

2-4-3 管渠工

管渠工の施工については、本章2-3-4 管渠工の規定によるものとする。

2-4-4 集水枡工

集水枡工の施工については、本章2-3-5 集水枡工の規定によるものとする。

第3章 幹線道路

第1節 適用

ほ場整備工事における幹線道路工の施工に当たっては、第10編道路編の規定によるものとする。

第4章 耕作道路

第1節 適用

1. 本章は、ほ場整備工事における、耕作道路工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

本節は、本編第1章第2節適用すべき諸基準の規定によるものとする。

第3節 耕作道路工

4-3-1 一般事項

本節は、耕作道路工として、耕作道路工、隅切工、路盤工、その他これらに類する工種について、定めるものとする。

4-3-2 耕作道路工

1. 請負者は、道路用土について、原則として基盤土を流用しなければならない。ただし、土質の状態により基盤土の使用が不相当と認められる場合は監督職員と協議しなければならない。
2. 請負者は、道路盛土に当たって、排水を考慮し、泥ねい化の防止に努めなければならない。
3. 請負者は、路面仕上げに当たって、中央部を高くし必ず横断勾配を付けなければならない。なお、横断勾配は設計図書によるものとする。

4-3-3 隅切工

請負者は、隅切の施工に当たり、設計図書によらなければならない。

4-3-4 路盤工

請負者は、路盤の施工に当たって、敷厚が均等になるように仕上げなければならない。

第5章 暗渠排水

第1節 適用

1. 本章は、ほ場整備工事における暗渠排水工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

本節は、本編第1章第2節適用すべき諸基準の規定によるものとする。

第3節 暗渠排水工

5-3-1 一般事項

本節は、暗渠排水工として、吸水渠工、集水渠工、水閘設置工、立ち上り工、その他これらに類する工種について、定めるものとする。

5-3-2 吸水渠工

1. 請負者は、掘削に当たり、ほ場面の高低及び地耐力を考慮し、**設計図書**に示す深さ、勾配になるよう施工しなければならない。
2. 請負者は、掘削に当たり、集水渠、吸水渠の順に下流から上流に向かって施工しなければならない。
3. 請負者は配管に当たり、下流から上流に向かって施工し、各連結部を円滑に接合しなければならない。
ただし、自動埋設機械を使用する場合の埋設方向はこの限りでない。
また、溝底部が凹凸蛇行しないよう施工しなければならない。
4. 請負者は、溝底部が軟弱または泥水状態にあり、暗渠排水の効果が阻害されるおそれのある場合は、監督職員と**協議**のうえ、阻害防止の措置を講じるものとする。
5. 請負者は、被覆材について、圧密後の状態で**設計図書**に示す厚さを確保し、かつ管体を十分に被覆するよう施工しなければならない。
6. 請負者は、管の上流端について、キャップを用い土砂の流入を防がなければならない。
また、布設作業を一時中断するような場合は、栓をして泥水の流入を防がなければならない。

5-3-3 集水渠工

集水渠工の施工については、本章5-3-2吸水渠工の規定によるものとする。

5-3-4 水閘設置工

請負者は、水閘の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

5-3-5 立ち上り工

請負者は、立ち上りの施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。